

「総量削減義務と排出量取引制度」 地球温暖化対策計画書

※指定相当地球温暖化対策事業所用

～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
東京都地球温暖化対策指針

東京都環境局

2023年4月

目次

1	地球温暖化対策計画書とは	2
	（1）計画書の概要	
	（2）計画書の公表	
	（3）計画書の提出	
2	指定相当地球温暖化対策事業所における削減計画	6
	（1）基準排出量及び削減目標	
	（2）基準排出量の変更	
	（3）指定相当地球温暖化対策事業者等の変更	
3	計画書の記入方法	7
	（1）計画書の記入にあたっての留意点	
	（2）計画書（Excel ファイル）の入力について	
	（3）計画書（各シート）の記入方法について	

・【参考1】日本標準産業分類表

・【参考2】対策区分一覧

・お問合せ先

1 地球温暖化対策計画書とは

(1) 計画書の概要

「東京都地球温暖化対策指針（以下「指針」という。）」に基づき指定相当地球温暖化対策事業者となった事業者は、毎年、「地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）」を作成して東京都知事へ提出する必要があります。

(2) 計画書の公表

事業者における温室効果ガス排出量及び地球温暖化の対策の実施状況に係る情報は広く公にし、社会的評価の対象とすることが重要であるとの観点から、提出された計画書は、東京都地球温暖化対策指針に基づき、東京都が公表します。また、事業者においても自ら公表するよう努めてください。

①事業者における計画書の公表

事業者が作成・提出した計画書は、自ら公表するよう努めてください。公表方法は、次の方法から選択して公表してください。（複数の方法を併用していただいて構いません。）

- ・インターネットの利用による公表
- ・環境報告書への掲載
- ・事業所における据え置き、掲示等

なお、可能な限りインターネットの利用による公表に努めてください。

インターネットの利用による公表ができない場合には、事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により公表してください。

また、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第2条第4項の環境報告書をいう。）を作成している事業者は、環境報告書への掲載に努めてください。

※経営に関する事項、その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項、保安上重大な影響を与える事項は除きます。

②東京都における計画書の公表

東京都においても、事業者がその公表を拒否する場合を除き、事業者から提出された計画書を東京都（環境局）のホームページで公表します。

(3) 計画書の提出

①提出時期について

計画書は毎年度11月末日までに東京都へ提出する必要があります。

ただし、指定相当地球温暖化対策事業所に該当した年度については、11月末日と、指定相当に該当した日（指定相当に該当した旨の通知日）から90日経過した日とのいずれか遅い日が提出期限となります。

②提出物について

書類名称	部数	提出条件	電子データの提出	備考
指定相当地球温暖化対策計画書 提出書	1部	必須	○	- 提出者の押印が必要です。 - 記入内容は本要領で説明します。
地球温暖化対策計画書	1式	必須	○	- 記入内容は本要領で説明します。 - 公表対象：その1～その6シート - 公表対象外：その8～その10シート
特定温室効果ガス排出量算定報告書（以下「算定報告書」という。） ※ <u>2022（令和4）年度分の算定報告書</u>	1式	必須 ※1	○	- 対象事業所におけるエネルギー使用量を入力することで、特定温室効果ガスの排出量を算定する様式です。 - 別途「特定温室効果ガス排出量算定報告書 記入要領」を参照して作成してください。 ※1「指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書」又は「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」の申請時に当該年度分の算定報告書を提出済みの場合は、計画書提出時には添付不要です。
削減量等算定シート	1式	該当する場合 （任意）	○	- 低炭素電力・熱の受入、高効率CGSからの電気・熱の受入に伴う削減量を算定する場合、外部供給の排出係数を算定する場合に提出してください。 - 高効率CGSからの電気・熱の受入に伴う削減量を算定する場合は、供給事業者から「供給事業者による高効率コージェネレーション要件確認書」の写しをいただき、添付してください。
その他ガス排出量算定報告書	1部	必須	○	- 対象事業所における上下水道使用量等を入力することで、特定温室効果ガス以外の温室効果ガスの排出量を算定する様式です。 - 別途「その他ガス算定報告書 記入例」を参照してください。
点検表	1式	必須	○	- 点検表と自動車点検表を提出してください。 - 別途「点検表作成の手引き」、「記入例」を参照してください。 ※自動車点検表の作成、提出は任意です。
特定テナント等地球温暖化対策計画書	1式	該当する場合	○	特定テナント等相当事業者の要件に該当するテナントが存在する場合は、特定テナント等相当事業者が作成した特定テナント等地球温暖化対策計画書を添付する必要があります。
供給事業者による高効率コージェネレーション要件確認書	1式	該当する場合 （任意）	○	「高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱受入評価の仕組み」を活用する供給事業者のみ御提出ください。
中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	1式	必須	○	中小企業等の所有が二分の一以上であることを確認する様式です。
所有等割合計算書	1式	該当する場合 （任意）	○	中小企業等の所有等割合を計算する様式です。
義務対象外となる中小企業者について	1式	該当する場合 （任意）	○	所有等割合の要件（事業所全体の二分の一以上）を満たす中小企業者の情報を記入する様式です。

※検証結果報告書を提出する必要はありません。

■各様式の入手方法

東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度」のホームページよりダウンロードして、必要事項を記入し、A4 サイズに印刷してご提出ください。

[ダウンロードページ]

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/substantially.html

■電子データの提出のお願い

作成いただいた提出物の一部は電子データを電子媒体に保存し提出してください。

提出いただく電子媒体は、CD、DVD、MO、FD のいずれかでお願いします。

(USB での御提出は御遠慮ください。)

③提出方法

計画書の提出は、オンライン提出、郵送、窓口持参のいずれかでお願いします。

副本（事業者控）を必要とする場合には、指定相当地球温暖化対策計画書提出書を2部提出してください。受付印押印後、1部を返却しますので、返送用封筒（返送宛先を記入し、切手を貼付してください）を用意してください。

■オンライン提出での御提出

令和4年度より、地球温暖化対策計画書等の各種申請がオンラインで実施できるようになりました。オンライン提出の利用開始の手続き、提出の手順等は下記 URL を御参照ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/movie_data.html

■郵送での御提出

封筒表面に「指定相当地球温暖化対策計画書提出書在中」と明記の上、次の宛先へ送付してください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第二本庁舎 20 階南側

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

■相談窓口でのご提出

より多くの皆様がスムーズに御提出いただけるよう、事前予約制（先着順）とさせていただいております。予約方法、窓口受付期間などの詳細は、下記 URL を御参照ください。

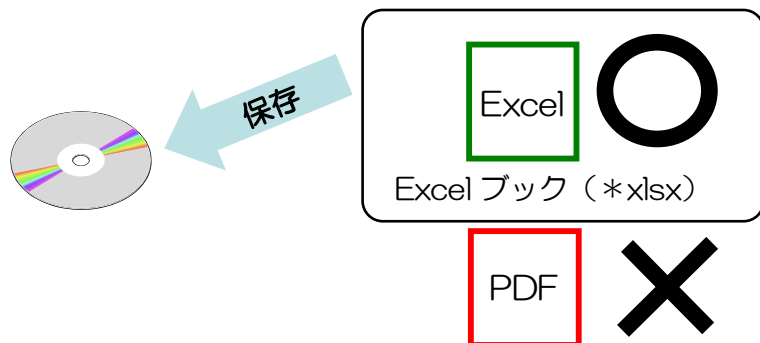
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/helpdesk.html

※11月末日は窓口が混み合い予約ができない場合があります。

お早目の御提出をお願いいたします。

④提出にあたっての注意点

■電子データ

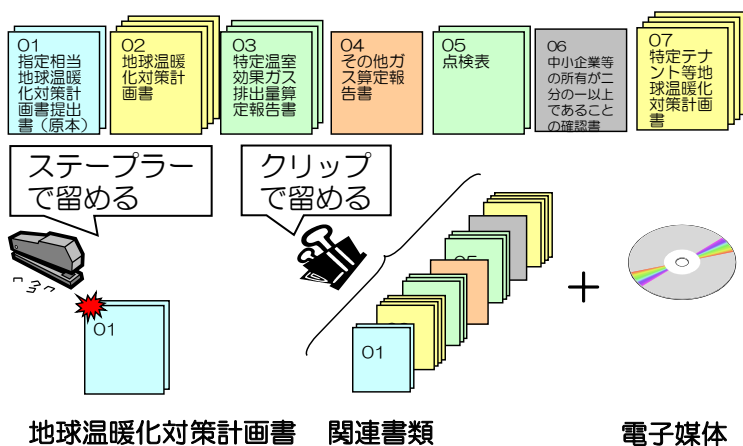


よくある間違い

- ・ 指定相当地球温暖化対策計画書提出書の電子データがPDF ファイルで提出されている。
- ・ 提出した紙媒体と異なる情報の電子データが提出されている。

- ・ 電子データは「Excel（*.xlsx）」で保存して御提出ください。
- ・ 指定相当地球温暖化対策計画書提出書は、押印後の書類をPDFにしたものではなく、Excel ファイルで御提出ください。
- ・ 電子データと紙媒体の情報に相違がないようにお願いします。

■紙媒体（綴じ方）



よくある間違い

- ・ 点検表や中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書が提出されていない。
- ・ 電子データがUSBメモリで提出されている。
- ・ 旧様式の電子データや、コピーされた紙媒体で提出されている。

- ・ 書類は書類別にステープラーで留め、さらに全体をクリップで留めて御提出ください。
- ・ 電子データはCD、DVD、MO、FD のいずれかに保存して、御提出ください。（USB での御提出は御遠慮ください。）
- ・ 作成時には必ず最新版の様式を使用し、紙媒体は原本を御用意ください。

2 指定相当地球温暖化対策事業所における削減計画

(1) 基準排出量及び削減目標

指定相当地球温暖化対策事業所には、特定温室効果ガス排出量の削減義務はありませんが、自ら削減目標を設定し計画的に地球温暖化対策を推進する必要があります。

以下の要件に該当する場合は、「指定相当地球温暖化対策事業所」として基準排出量に相当する量を算定していただき、事業所の区分に応じた規則第4条の16に規定する削減義務率以上の削減目標を設定してください。

なお、指定相当地球温暖化対策事業所には基準排出量の申請手続きはありません。特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第3部に規定する方法により、自ら基準排出量に相当する量を算定・変更していただくことになります。

1 特定地球温暖化対策事業所の指定取消により指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所

1に該当する事業所の基準排出量に相当する量は、原則として特定地球温暖化対策事業所であったときの基準排出量を用います。また、削減義務率は指定取消とならなかった場合の値とします。

2 その他の指定相当地球温暖化対策事業所のうち、「原油換算エネルギー使用量が3箇年度※（使用開始年度は除く。）連続して1,500kL以上」に該当した事業所

※指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)の指定取消により指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては、指定地球温暖化対策事業所であった期間を含める。

2に該当する事業所の基準排出量に相当する量については、「特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける年度」を「上記に該当した年度の翌年度」と読み替えて、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第3部第1章に規定する方法により基準排出量に相当する量を自ら算定してください。

実際の算定に当たっては、基準排出量決定申請書の記入要領も参考にしてください。

(2) 基準排出量等の変更

指定相当地球温暖化対策事業所には、基準排出量の変更に係る手続きはありません。「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」における基準排出量の変更に係る申請の要件に該当した事業所は、当該ガイドライン第3部第2章に規定する方法により、基準排出量の変更量を自ら算定してください。また、新たな基準排出量の算定に伴い、敷地面積、延べ床面積等に変更が生じる場合は、合わせて変更してください。

(3) 指定相当地球温暖化対策事業者等の変更

条例第5条の9に該当する変更があつた場合は、変更後の状況を指定相当地球温暖化対策計画書提出書及び地球温暖化対策計画書に記載して提出してください。変更に関する届出等を別途提出する必要はありません。

【条例第5条の9に該当する変更】

- 一 指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- 二 指定地球温暖化対策事業所の名称又は所在地
- 三 指定地球温暖化対策事業所を所有する事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

3 計画書の記入方法

(1) 計画書の記入にあたっての留意点

①計画書の様式

指定相当地球温暖化対策事業所が提出する地球温暖化対策計画書は、指定地球温暖化対策事業所と同じ様式を使用します。そのため、様式中に「削減義務」の記述がありますが、指定相当地球温暖化対策事業所は削減義務がないため、以下のとおり読み替えてください。

計画書様式の記述	読み替え
削減義務率	削減目標率
削減義務期間	削減目標期間
削減義務量	削減目標量
削減義務履行	削減目標達成

(2) 計画書(Excel ファイル)の入力について

①Excel への入力

都が提供する Excel ファイルは保護がかかっており、行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも制限がかかっています。

事業者は入力可能な薄黄色のセルに文字や数値等を入力してください。

白いセルについては入力不可となっていますが、入力可能セル（薄黄色）に入力した値が自動的に反映されます。詳細は、個々のシートの記入要領を御確認ください。

②Excel ファイルのダウンロード

Excel ファイルをダウンロードして使用する際は、一旦手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。

③コメントの表示／非表示

Excel ファイルには入力を補助するためにコメントを使用しています。Excel の「表示」から「コメント」を選択すると、コメントの表示／非表示を切り替えることができます。

④セル内の改行

「Alt」キーを押しながら「Enter」キーを押すと、セル内できれいに改行できます。

⑤ファイル形式等の改変禁止

提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出する電子ファイルには以下を行わないでください。

- ・ブックに独自の保護をかけること。
- ・シート・セルにリンクを張ること
- ・シート名の変更等の改変

入力に際して不都合がある場合は相談窓口にお問い合わせください。

(3) 計画書（各シート）の記入方法について

1) 指定相当地球温暖化対策計画書提出書の様式及び記入例

指定相当地球温暖化対策計画書提出書（第5号様式）

2023 年 10 月 27 日		
東京都知事 殿		
提出者（他の提出者は別紙「提出者一覧」のとおり）		
住 所	東京都千代田区□□町一丁目1番1号 ①	
氏 名	株式会社 東京〇〇	
	代表取締役 □□□□ ②	
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		
指定相当地球温暖化対策計画書提出書		
東京都地球温暖化対策指針第1編第8 7（1）の規定により、地球温暖化対策計画書を次のとおり提出します。		
事業所の名称	新宿〇〇ビル ③	
事業所の所在地	新宿区西新宿二丁目8番1号	
指定番号	7000 ③	
地球温暖化対策計画書	別添のとおり	
連絡先	会社名	株式会社 東京〇〇
	郵便番号	〇〇〇-△△△△
	住所	東京都千代田区□□町一丁目1番1号 ④
	所属名	総務部環境課
	担当者名	大江戸 花子
	電話番号	03-□□□□-△△△△
	FAX番号	03-△△△△-□□□□
	メールアドレス	ooedo-hanako@△△△.co.jp
備考		
※受付欄		
備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。		
令和4年4月版		

①提出年月日、提出者

「年月日」

- ・実際に東京都へ提出する日を記入します。

「提出者」

- ・下表の提出者の区分により、プルダウンから適切なものを選択してください。

No.	プルダウンの選択内容	記入された方の立場		その他の指定相当地球温暖化対策事業者の状況
		指定相当地球温暖化対策事業者	代理人	
1	提出者	○	-	いない
2	提出者(他の提出者は別紙「提出者一覧」のとおり)	○	-	いる
3	提出者兼別紙「提出者一覧」記載の者の代理人	○	○	いる
4	別紙「提出者一覧」記載の者の代理人	-	○	いる

- ・区分所有など、提出者が複数存在する場合は、提出者のうち一名を記入・押印し、プルダウンから「提出者(他の提出者は別紙「提出者一覧」のとおり)」を選択してください。
- ・既に「事務手の委任」を行っている場合は、代理人の住所・氏名を記入しますが、代理人が提出者(義務者)を兼ねるときは、「提出者兼別紙「提出者一覧」に記載の者の代理人」を選択してください。

「住所・氏名」

- ・提出者は「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」に記載された事業者の住所・氏名を記入してください。
- ・指定相当地球温暖化対策事業所に該当した日以降に事業者の変更があった場合は、変更後の最新の事業者を記入して提出してください。(別途、他の変更届等は必要ありません。)
- ・法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名称とその代表者の氏名を記入してください。
- ・代表者の肩書は印鑑証明や商業登記された役職名称を記入してください。
(例:「代表取締役」=○ 「代表取締役社長」=×)
- ・ゴム印等を使用した場合にも、ご提出いただく電子データには忘れずに記入してください。

「押印」

- ・押印は法務局に登録している代表者印を使用してください。
※事務手の委任を行っている場合でも、代理人の押印は必要です。

②事業所の名称・所在地

「事業所の名称」

- ・事業“者”ではなく、事業“所”の名称(建物が複数の場合にあっては、その総称、又は、連名)を記入してください。に記載して届け出た事業所の名称となります。

「事業所の所在地」

- ・「指定相当地球温暖化対策事業所該当(非該当)確認等通知書」に記載された所在地を記入してください。

③指定番号

- ・「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」に記載された「指定番号」(4桁)を記入してください。

④連絡先

- ・連絡先には、問合せ等の窓口となる方の会社名、郵便番号、住所、所属名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、その他備考等を記入してください。①で記載した会社に所属している方であっても結構です。また、FAX番号は未記入でも結構です。
- ・記入いただいた連絡先に説明会等の案内を郵送させていただくこともありますが、事業者又は代理人と異なる法人の方の場合は、都からの通知書は直接事業者(又は代理人)へ送付します。

提出書（表紙）に記入した日付が自動記入されます。

指定相当地球温暖化対策計画書の提出者一覧

（住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。）

指定相当地球温暖化対策計画書の提出対象となる事業所

提出書(表紙)に記入した名称・所在地が自動記入されます。

名称：新宿〇〇ビル

所在地：新宿区西新宿二丁目8番1号

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

氏名 株式会社 大江戸〇〇〇
代表取締役 □□□□

法人の場合、上側のセルに法人名称、下側のセルに代表者の役職及び氏名を入力してください。

個人の場合は、下側のセルに氏名を入力してください（上側は空欄としてください。）。

代表取締役之印

住所 東京都新宿区□□町

氏名 株式会社 大江戸第二〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

代表取締役之印

住所 東京都新宿区□□町三丁目1番1号

氏名 株式会社 東京第二〇〇〇
代表取締役 △△△△

代表取締役之印

住所 都

氏名

義務者となる方全員分を記入してください。また、記入欄は飛ばさずに、上から順番に記入してください。ただし、提出書（前頁）の右上に記入した方は、この欄への記入は不要です。

印

住所 都 区

※ 必ず全員分捺印してください。

（ただし、既に事務手続の委任を行っている場合は捺印不要です。）

印

氏名

印

住所

氏名

印刷範囲の設定が7名までとなっています。8名以上記入する場合は、印刷範囲を拡大して使用してください。

印

⑤

⑤提出者の住所、氏名、押印

「住所・氏名」

- ①で記入した提出者以外の提出者の情報を記入してください（法人の場合は、住所欄に本拠地、氏名欄に法人名とその代表者の氏名を記入してください）。
- 提出者は「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」に記載された事業者の住所・氏名を記入してください。
- 法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に法人名称とその代表者の氏名を記入してください。
- 代表者の肩書は印鑑証明や商業登記された役職名称を記入してください。
（例：「代表取締役」＝○ 「代表取締役社長」＝×）
- ゴム印等を使用した場合にも、ご提出いただく電子データには忘れずに記入してください。

「押印」

- 押印は法務局に登録している代表者印を使用してください。

※「事務手続の委任」を行っている場合は、押印は不要です。（「事務手続の委任」を行う場合には、別途委任の手続が必要です。）

※ 提出者の記入が用紙 1 枚に収まらない場合は、Excel 様式上の印刷範囲を拡大してください（印刷境界の下側をドラッグすることで拡大できます。）。最大 200 名まで記入できます。記入欄が不足する場合は、相談窓口まで御相談ください。

※事業所や事業者の氏名・所在地等の変更について

指定相当地球温暖化対策事業所に該当した日以降に事業所の名称又は所在、事業者の氏名又は住所に変更があった場合は、変更後の最新の事業者を記入して提出してください。

（別途、他の変更届等は必要ありません。）。

2) 地球温暖化対策計画書の様式及び記入例

右上のプルダウンにて「指定相当」を選択した状態としてください。

黄色（必須入力）及び薄黄色（必要に応じて入力）のセルを記入して下さい。その他セルは自動入力されます。

その1（公表）シート

2023年度

※提出年度を入力してください。

指定相当

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

その1-①

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあっては名称）
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 東京〇〇
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 大江戸〇〇〇
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 大江戸第二〇〇〇
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 東京第二〇〇〇
指定相当地球温暖化対策事業者	他 個人15名
特定テナント等相当事業者	株式会社□□商事
特定テナント等相当事業者	株式会社△△銀行

このシートは、公表の対象となっているため、指定相当地球温暖化対策事業者又は特定テナント等相当事業者が個人の場合は、氏名を入力せず、個人の人数の合計を記入してください。

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

その1-②

事業所の名称			東京〇〇ビル									
事業所の所在地			東京都新宿区西新宿二丁目8番1号									
業種等	事業の種類	分類番号	K69	K_不動産業_物品賃貸業				不動産賃貸業・管理業				
		産業分類名	不動産賃貸業・管理業									
	建築物の延べ面積 (事業所にあつては熱供給先面積)	主たる用途	事務所									
		前年度末	135,000.00	m ²	基準年度	115,000.00	m ²					
		前年度末	118,324.00	m ²	基準年度	110,000.00	m ²					
		前年度末		m ²	基準年度		m ²					
		前年度末		m ²	基準年度		m ²					
		前年度末	7,565.00	m ²	基準年度		m ²					
		前年度末		m ²	基準年度		m ²					
		前年度末		m ²	基準年度		m ²					
		前年度末		m ²	基準年度		m ²					
		前年度末		m ²	基準年度		m ²					
		前年度末		m ²	基準年度		m ²					
		前年度末	9,111.00	m ²	基準年度	5,000.00	m ²					
前年度末		m ²	基準年度		m ²							
事業の概要			不動産の賃貸及びビル管理として新宿〇〇ビルを管理している。 新宿〇〇ビルの概要 1990年しゅん工 地上50階、地下4階、12000人が就業 地上50階と地下1階は飲食店街、地下2階、3階は駐車場、それ以外は事務所である。									
敷地面積			9,500.00 m ²									

改行する場合は、「Alt キー＋Enter キー」を使用してください。
文章のレイアウトをスペースキーで調整しないでください。

その1-⑦

令和5年4月版

その１－① 指定相当地球温暖化対策事業者及び特定テナント等相当事業者の氏名

この項目は、計画書を作成・提出する指定相当地球温暖化対策事業者の氏名を記入する項目です。特定テナント等相当事業者がいる場合には、特定テナント等相当事業者の氏名も記入してください。

- 指定相当地球温暖化対策事業者は、「指定相当地球温暖化対策計画書提出書」の提出者です。
左欄は「指定相当地球温暖化対策事業者」をプルダウンで選択し、右の「氏名」欄に本計画書提出書の提出者である法人の名称を記入してください 例：×「株式会社東京 事業部」 → ○「株式会社東京」
- 特定テナント等相当事業者の要件に該当するテナント等事業者がいる場合は、左欄は「特定テナント等相当事業者」をプルダウンで選択し、右の「氏名」欄にその法人の名称を記入してください。
- 特定テナント等相当事業者の要件に該当するテナント等事業者が指定相当地球温暖化対策事業者である場合は、「指定相当地球温暖化対策事業者」を選択してください。
- 特定テナント等相当事業者は、別途「特定テナント等地球温暖化対策計画書」を提出する必要があります。

（参考）特定テナント等相当事業者の要件

次のいずれかに該当するテナント等事業者

- 1 当年 3 月末日時点で床面積 5,000 平方メートル以上使用している事業者
- 2 床面積にかかわらず、前年度の 4 月 1 日からの 1 年間の電気の使用量が 600 万 kWh 以上の事業者

その１－② 事業所の名称、事業所の所在地

- 事業所名称及び事業所所在地を記入してください。（提出書の記載と一致）

その１－③ 事業の業種

- 義務者の業種を記入してください。本要領 30、31 ページの【参考 1】に記載している日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に従って、プルダウンで分類番号（左側：大分類、右側：中分類）を選択してください。分類番号と産業分類名が自動的に表示されます。
- 義務者が複数いる又は業種が複数ある場合は、事業規模として大きいものを選択してください。

その１－④ 主たる用途

- 用途の種類は、その１－⑤の「用途別内訳」項目に数値を入力することで、その対象事業所の建物等の主たる用途が自動入力されます。

その１－⑤ 建物の面積

- 建築確認申請等で記載されている、事業所の延べ面積（建物が複数の場合にあっては合計値）を記入してください。事業所に住宅、熱供給事業用の施設、電気事業用の発電所及び変電所が含まれている場合は、当該面積を除いてください。熱供給事業所は熱供給先面積（住宅を含む）を「工場その他上記以外」に記入してください。

※「前年度末」の欄は、前年度末日時点における延べ面積を記入します。この面積は都に提出する「特定温室効果ガス排出量算定報告書」に記載されている「建物の延べ面積」と同じ値になります。

※「基準年度」の用途別面積は、基準排出量に相当する量を算定した年度における延べ床面積を記入してください。新規で指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所で基準排出量に相当する量の算定を行っていない場合は空欄にしてください。

※ 様式での面積の表示は、小数点第 3 位以下を四捨五入しています。

その１－⑥ 事業の概要

- 事業所の概要（建物の形態、事業所の活動の概要等）を記入してください。

その１－⑦ 敷地面積

- 建築確認申請等で記載されている事業所全体の敷地面積を記入してください。なお、熱供給事業所又は電気供給事業所の場合、敷地面積は記入不要です。

※ 様式での面積の表示は、小数点第 3 位以下を四捨五入しています。

その2（公表）シート

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	株式会社 東京〇〇 運営企画部企画グループ	その2-①
	電 話 番 号 等	03-5321-××××	
公表の 担当部署	名 称	株式会社 東京〇〇 総務部広報課 環境広報担当	
	電 話 番 号 等	03-5321-〇〇〇〇	

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス :	http://www.△△△.co.jp	その2-②
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	株式会社 東京〇〇 総務部広報課	
		所在地 :	東京都千代田区□□町一丁目1番1号	
		閲覧可能時間 :	9:00から16:30（土曜、祝日、年末年始は除く）	
	冊 子	冊子名 :	新宿〇〇ビル「環境レポート第〇〇号」	
		入手方法 :	ホームページに掲載	
	そ の 他	アドレス :		

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2016	年度	事業所の使用開始年月日	2007	年	2	月	8	日	その2-③
特定地球温暖化対策事業所	2016	年度								

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当社は、日頃より環境配慮の積極的な取り組みを進めている。
その中で、以下の点を重視して地球温暖化対策に取り組む。

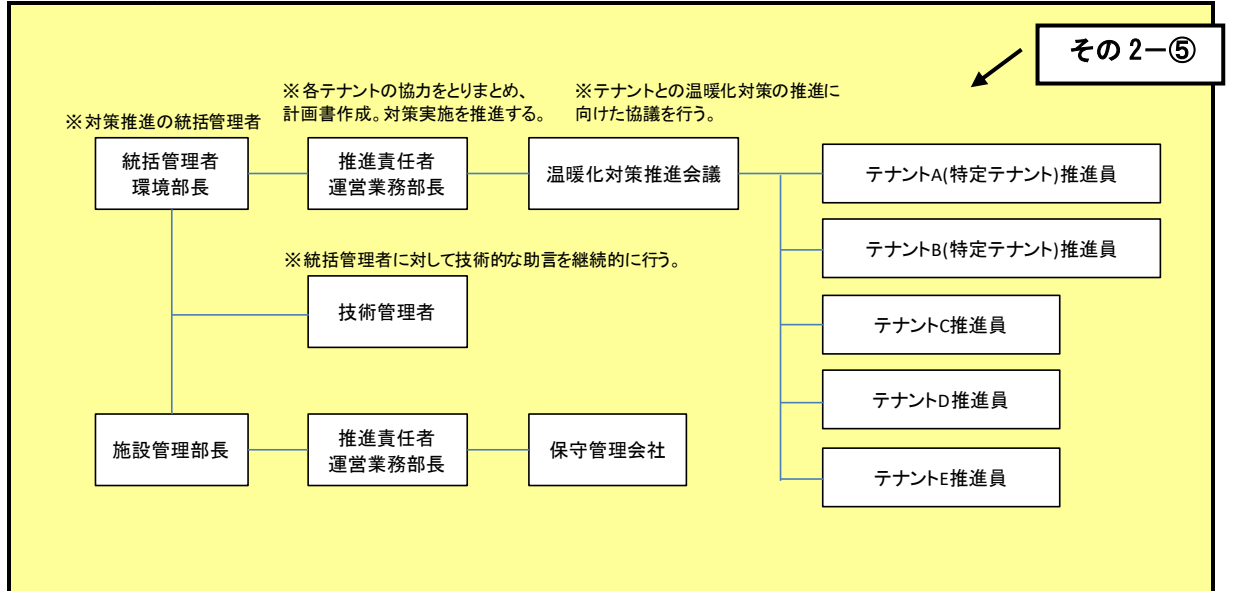
- 1、事務所での省エネの継続的な取組
- 2、社員、入居テナントに対する環境意識向上のための啓発活動
- 3、高効率機器への更新

改行する場合は、「Alt キー+Enter キー」
を使用してください。
文章のレイアウトをスペースキーで調整
しないでください。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：

- ・太陽光パネル等、再エネ設備を積極的に導入することとする。

3 地球温暖化の対策の推進体制



その2-① 担当部署

- ・「名称」欄に担当部署を記入してください。

公表後はこの欄に記入された部署が都民等からの問い合わせ先となります。

※本シートは記載内容がそのまま公表されますので、個人が特定される情報は記入しないでください。

その2-② 地球温暖化対策計画書の公表方法

- ・公表方法は、次の4つの方法から選択してください（複数選択可）。

ホームページでの公表：計画書を自社等のホームページに掲載します。計画書を掲載するURLを記入してください。広く公表できるように、なるべくこの方法を選択してください。

窓口での閲覧：事業所の窓口に正本コピーを置き、希望者に閲覧できるようにしてください。
窓口は対象事業所ではない場所（本社の広報窓口等）でも結構です。

冊子（環境報告書等）：環境レポート等の冊子に掲載する方法です。入手方法も記入してください。

その他：上記3つのいずれの方法とも異なる場合に選択してください。

その2-③ 指定年度等

- ☐ 「指定地球温暖化対策事業所」覧

指定相当地球温暖化対策事業所に該当した年度を西暦で記入してください。

（「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」の年度）

- ☐ 「特定地球温暖化対策事業所」覧

○新規で指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所或いは指定地球温暖化対策事業所から
指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所

3箇年度連続で原油換算エネルギー量が1,500klを超え、削減目標の設定が開始された年度
を西暦で記入してください。

○特定地球温暖化対策事業所から指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所

指定相当地球温暖化対策事業所に該当した年度を西暦で記入してください。

（「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」の年度）

- ・事業所の使用を開始した年月日を記入してください。

※ここで入力した年度が以降のシートの記入内容に影響されるため、適切な数値を記入してください。

その2-④ 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

- ・対象事業所及び全社的に取り組んでいる温暖化対策や環境対策、この計画書について、これらを推進するための基本的方針を記入してください。特に対外的にアピールしたいものがあれば、積極的に記入してください。

- ・「令和2年4月版」の様式より、「再エネの導入・利用に関する取組みについて：」の項目を新たに設けております。該当する内容の方針を記載してください。

その2-⑤ 地球温暖化の対策の推進体制

- ・温暖化対策の実施に向けた推進体制を図等で記入してください。この書面は公表対象のため、個人が特定される情報（担当者等の個人名）は記入しないでください。

- ・記入例で示した体制図のように、「統括管理者」、「技術管理者」、「推進責任者」、「推進員」等の担当職名を明記してください（担当職が未定の場合、担当する見込みのある職名を記入してください。）。

- ・体制図が大きい等、記入しきれない場合は、「別紙参照」と記入するとともに、別途御提出ください（別紙参照とすることができるのは、この推進体制のみです。）。なお、この別紙も公表対象となります。

その3（公表）シート

4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計 画 期 間	2020 年度から	2024 年度まで	その3-①			
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	太陽光パネルの導入、積極的な高効率設備への更新などを行うとともに、入居テナントと一体となって運用対策を実施することにより、総量削減義務（27%見込み）の削減を目指す。				
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、水道の使用及び下水道への排出に伴う二酸化炭素の排出が主体となっている。したがって、節水を行うことで、その他ガスを削減する。順次、節水型の水洗便器を使用しており、トイレの節水対策は実施済みである。今後は入居テナントに対し節水を呼びかけ、水道の使用量を計画期間中に2%以上削減することを目標とする。				
削 減 義 務 の 概 要	基 準 排 出 量	12,000	t（二酸化炭素 換算）/年	削減義務 率の区分	I－1	
	排 出 上 限 量 （削減義務期間合計）	43,800	t（二酸化炭素 換算）	平均削減 義 務 率	27%	

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計 画 期 間				2025 年度から 2029 年度まで		その3-②	
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス		再生可能エネルギーの利用を拡充し、第三計画期間以上の削減を達成することを目標とする。				
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス		引き続き節水を行うことで、その他ガスを現状の2%以上削減した状態を維持する。				

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特定温室効果ガス （エネルギー起源CO ₂ ）	8,000	7,900	7,800		
そ の 他 ガ ス	非エネルギー起源 二酸化炭素（CO ₂ ）				
	メ タ ン （ CH ₄ ）				
	一 酸 化 二 窒 素 （ N ₂ O ）				
	ハ イ ド ロ フ ル オ ロ カ ー ボ ン （ HFC ）				
	ペ ル フ ル オ ロ カ ー ボ ン （ PFC ）				
	六 ふ っ 化 い お う （ SF ₆ ）				
	三 ふ っ 化 窒 素 （ NF ₃ ）				
	上 水 ・ 下 水	7	7	7	
合 計	8,007	7,907	7,807		

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	59.3	58.5	57.8		

その３－① 現在の削減目標計画期間の削減目標

「削減目標」

- ・特定相当地球温暖化対策事業所に該当する場合に記入してください。
- ・2020 年度から 2024 年度の削減計画期間における特定温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）と特定温室効果ガス以外の温室効果ガスについて、定量的な削減目標を記入してください。
- ・目標値については、事業所の種類に応じた環境確保条例施行規則第 4 条の 16 に規定する削減義務率以上の目標値を設定してください。特定地球温暖化対策事業所から引き続き指定相当地球温暖化対策事業所となった場合は、特定地球温暖化対策事業所のままであった場合の削減義務率以上の目標値を設定してください。
- ・特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）についても削減目標を記載します。特に、その他ガス排出量の割合が事業所に係る全ての温室効果ガス排出量の 2 分の 1 以上である場合は、その他ガスの削減について、定量的な目標を記入してください。

「削減義務の概要」

- ・その 8（非公表）シートから自動転記されます。目標値が設定されていない事業所は、空欄のままで結構です。

その３－② 次の削減計画期間以降の削減目標

- ・2025 年度から 2029 年度の削減計画期間における特定温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）と特定温室効果ガス以外の温室効果ガスについて、削減目標を記入してください。

その３－③ 温室効果ガス排出量の推移

- ・算定年度の排出量を記入します。
- ・2021 年度の特定温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）排出量は、2021（令和 3）年度の数値を記入してください。（「特定温室効果ガス排出量算定報告書」その 6 シート）
- ・2021 年度のその他ガス（上水・下水など）排出量は、「その他ガス排出量算定報告書」を作成し、算定値をガス種別ごとに転記してください。

その３－④ 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

- ・「その 3－③」で記入した各排出量を「建物の延べ面積」で除した値が自動で記入されます。

※計画期間の途中で面積が変更になった場合、変更前の年度については、過年度の計画書に記載された数値を手入力してください。

その4（公表）シート

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

☐ 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ ）
☒ 排出標準原単位を用いる方法	
☐ その他	算定方法：（ ）

その4-①

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
変更年度						

その4-②

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

その4-③

(4) 削減義務期間

2020 年度から	2024 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

その4-④

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	削減義務
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
	削減義務率 (B)	27.00%	27.00%	27.00%	27.00%	27.00%	
	排出上限量 (C = Σ A-D)						43,800
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						16,200
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	8,000	7,900	7,800			23,700
	排出削減量 (F = A - E)	4,000	4,100	4,200			12,300

その4-⑤

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	☒ 削減対策	☐ 床面積の増減	☐ 用途変更
	☐ 設備の増減	☐ その他	
具体的な増減要因	LED照明への更新や高効率な冷凍機への更新により特定温室効果ガスの排出量が減少した。		

その4-⑥

《注意》 その4シート を記入する前に確認してください！

基準排出量に相当する量を算定した事業所のみ、記入してください。

その4ー① 基準排出量の算定方法

- ・該当する基準排出量の算定方法に「●」を付けてください。
- ・過去の実績排出量の平均値から算出している場合は、基準年度を記入してください。

その4ー② 基準排出量の変更

- ・「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」における基準排出量変更の要件に該当した事業所は、変更事象のあった年度のプルダウンから「○」を選択してください。
- ・指定相当地球温暖化対策事業所には、基準変更の手続きはありません。基準排出量変更の要件に該当するかを自ら判断し、該当する場合は変更後の値を算定してください。

その4ー③ 削減義務率の区分

- ・事業所の種類に応じて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の16に規定する削減義務率の区分をプルダウンで選択してください。不明の際は相談窓口まで御相談下さい。

その4ー④ 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

- ・指定相当地球温暖化対策事業所にあつては、この欄は使用しません

その4ー⑤ 年度ごとの状況

- ・自ら算定した基準排出量に相当する量及び該当する削減目標率を年度ごとに記入してください。基準排出量の変更要件に該当する事象がある場合は、自ら変更量を算定して変更後の基準排出量に相当する量及び該当する削減目標率を記入してください。
- ・基準排出量の変更については特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第3部第2章に規定する方法により行ってください。実際の算定に当たっては、基準排出量変更申請書の記入要領も参考にしてください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/change_application.html

その4ー⑥ 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

- ・前年度の排出量と比較して、当該年度の排出量増減に影響を及ぼしていると考えられる要因（設備更新等による減少、操業状況、天候等の外的要因による変化、空室率の増減等）を分析し、記入してください。
 - ・「増減要因」のチェックボックスにチェックを入れ、「具体的な増減要因」に詳細を記入してください。
- ※サーバー設備の増減があった場合は、「増減要因」の「設備の増減」にチェックを入れ、「具体的な要因」に詳細を記入してください。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番 号	区 分 名 称			
			【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】		
1	150200	15_照明設備の運用管理	LED化	2013～	
2	130100	13_空気調和の管理	クーレピズ等	2009～	
3	320300	32_放射・伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	蒸気トラップ	2015～	
4	130100	13_空気調和の管理	温度管理	2018～	
			その5-②		
			その5-③		
			その5-④		
			その5-⑤		
20			(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)		
71	190100	19_再生可能エネルギーの設備導入	太陽光パネルの設置拡充	2021年度	A棟屋上に設置
72					
73					
			【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】		
81					
82					
83					
			【排出量取引の計画及び実施の状況】		
91					
92					
93					

《注意》その5シート を記入する前に確認してください！

これから計画する排出量削減対策について、自らの現状を把握し、効果的かつ実施可能な計画を立案するために、別途、「点検表」に記入して御提出ください。

その5ー① 削減計画及び実施の状況

- ・「特定温室効果ガス排出量の削減」に削減計画及び実施状況を記入してください。
※基準排出量に相当する量を算定した事業所にあつては、基準年度以降に実施した対策を記入してください。
※指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く)のから指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所は、指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた年度以降の対策を記入してください。
※その他の場合は、指定相当地球温暖化対策事業所に該当することの確認を受けた年度以降の対策を記入してください。
- ・「令和2年4月版」の様式より、「再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況」の項目を新たに設けております。該当する内容の計画を記載してください。
- ・各項目、一部の行を非表示にしております。行が不足した場合には、必要に応じ再表示して御使用ください。(該当する行の行番号を選択し、右クリックのメニューから「再表示」を選択すると表示されます。)

その5ー② 対策の区分

- ・削減計画（実施状況）の対策に該当する「区分名称」をプルダウンから選択します。対策区分は本要領32 ページ以降の【参考 2】を参照してください。
区分番号は選択した区分名称から自動入力されます。

その5ー③ 対策の名称

- ・削減対策の内容が分かる名称を記入してください。

その5ー④ 実施時期

- ・各対策の実施予定（実施した）時期を記入してください。

その5ー⑤ 備考

- ・「その5ー③」で示した削減対策の具体的な内容を記入してください。

※その5シートに記入した対策内容は、一部、その9シートに自動入力されます。

その6（公表）シート

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当社は、日頃から環境配慮の積極的取組を進めている。

以下の3つの点を重視して地球温暖化対策に取り組んだことにより、社員及びテナント事業者従業員の省エネルギーや地球環境に対する意識の向上が図られた。

また、取引事業者やお客様への啓発活動を行うことにより、顧客満足度の向上に寄与することができた。

1. 事務所での省エネの継続的な取組

施設管理者が対策を率先して行い、テナントに関する対策をテナントとの協議を重ねながら、計画期間内に全ての対策を実施することを基本方針とした。今年度は9割のテナントがクールビズに参加を表明するなど、テナントの積極的な協力により、今後はさらなる温室効果ガスの排出に抑制が見込める。また、設備に係る対策は計画どおり実施できている。

2. 社員・入居テナントに対する環境意識向上のための啓発活動

〇〇規格を取得し、社員の環境に対する意識を向上させるために、〇〇研修や△△活動など意識改革に向けた取り組みを積極的に推し進めている。

また、昨年度は地域の◇◇公園の清掃に参加するなど、地域の環境改善活動（清掃ボランティア）へ積極的に参加している。

その他、気候変動緩和策だけにとどまらず、適応策の1つとして、敷地内に微細ミストを設置し、社員や入居テナントが過ごしやすくなる場を提供する。また、夏期に打ち水イベントを企画し、テナントと共に実施する。

3. 高効率機器への更新

事務所フロアを中心に、天井照明を高効率型へ更新した。今後も、既存設備の耐用年数等を加味しながら、各設備の更新計画を立てていく。

改行する場合は、「Alt キー + Enter キー」を使用してください。
文章のレイアウトをスペースキーで調整しないでください。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：

駐車場に太陽光パネルを設置し、試験的に使用を開始した。現在、駐車場内電灯の電力の一部は、この太陽光パネルによる発電分で賄っている。今後は建屋の屋上に設置スペースを確保し、太陽光パネルの設置を拡充していきたい。

その6 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものは除く。）

- これまでに事業所内外で実施した地球温暖化対策や環境対策、温室効果ガス排出量の少ない製品の開発等について、その内容と実施状況に関する自己評価を記入してください。
特に対外的にアピールしたい事項がありましたら、積極的に記入してください。
- 「令和2年4月版」の様式より、「再エネの導入・利用に関する取組みについて：」の項目を新たに設けております。該当する内容の対策及び自己評価を記載してください。

《記入例》

当社では、2013年度に地球温暖化対策方針を定め、各事業所において、日頃から積極的な温暖化対策を進めている。

本事業所では、上記方針に基づき、具体的には次の対策を実施している。

1. 本事業所において実施した対策内容

- ①入居テナントが参加する定期的な省エネ推進協議会を開催し、テナント事業者の協力を得ながら、事業所の省エネ対策を実施

②*****

③*****

2. 昨年度の実施状況の評価

- ①夏期・冬期には、クール・ウォームビズへの協力を依頼し、9割のテナントの参加を得ることができた。このテナントの積極的な協力により、空調設備による電力消費量が削減され、●%の排出量削減を実現した。本対策を今後も継続するとともに、新規テナント等へも参加を呼び掛けることで、更なる削減効果が見込めると評価している。

②*****

③*****

その8（非公表）シート

9 総量削減義務の第3計画期間履行状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(2) 削減義務期間

2020年度から2024年度まで

(3) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(4) 各年度の削減義務履行状況

単位：t（二酸化炭素換算）

	義務開始 の前年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	削減義務 期間合計
決定 及び 予定 の 量	基準排出量 (A)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
	削減義務率 (B)	27.00%	27.00%	27.00%	27.00%	27.00%	
	排出上限量 (C=ΣA-D)						43,800
	削減義務量 (D=Σ(A×B))						16,200
実績	特定温室効果 ガス排出量(E)	8,000	7,900	7,800			23,700
	排出削減量 (F=A-E)	4,000	4,100	4,200			12,300
	その他ガス削減量 の義務充当量(G)						その8-①
	振替可能削減量 の義務充当量(H)						その8-②
	超過削減量 の発行量(I)						その8-③
	取引を加味した 排出削減量 (J=F+G+H-I)	4,000	4,100	4,200			12,300
	超過削減量 発行可能量	760	1,620	2,580			その8-④

残りの削減義務期間における排出上限量	20,100 t（二酸化炭素換算）
--------------------	-------------------

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	15,600 t（二酸化炭素換算）	その8-⑤
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	t（二酸化炭素換算）	その8-⑥
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	4,500 t（二酸化炭素換算）	

備考「取引を加味した排出削減量」とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項に規定する算定排出削減量をいう。

《注意》 その8シート を記入する前に確認してください！

基準排出量に相当する量を算定した事業所のみ、記入してください。その他のシートの数値が自動的に反映されますので、着色箇所のみ記入してください。

その8ー① その他ガス削減量の義務充当量

- ・指定相当地球温暖化対策事業所にあつては、この欄は使用しません。

その8ー② 振替可能削減量の義務充当量

- ・指定相当地球温暖化対策事業所は総量削減義務の対象外であるため、法人であれば一般管理口座を開設して振替可能削減量を取得することは可能ですが、指定管理口座を開設して義務充当をすることはできません。しかし、実際に振替可能削減量に相当するもの(グリーン電力証書など)を取得して、特定温室効果ガスと相殺するよう自ら管理することなどにより目標を達成することも可能です。

当該事業所における目標達成のため、他から取得したオフセットクレジット等について、自ら管理する量があれば記入してください。自ら管理する量の詳細については、その6シートに具体的に記載してください。

(自ら管理する方法の例)

1 当該計画期間に利用する例

○都制度に利用可能なグリーン電力証書を購入する。

○一般管理口座を開設し、実際に振替可能削減量を取得し、移転等を行わず失効まで保有する。

(他に指定事業所を所有していない場合は一般管理口座の開設手数料が必要です。また、個人では開設できません。)

2 次の計画期間に利用(バンキング)する例

○超過削減量に相当する量を自ら算定し、次の計画期間に活用する。

○太陽光発電による電力量の自家消費量を特定温室効果ガス排出量の算定から除外せず、次の計画期間に再エネクレジット相当量として 1.5 倍した量を活用する。

※該当しない場合は空欄としてください。

その8ー③ 超過削減量の発行量

- ・指定相当地球温暖化対策事業所にあつては、この欄は使用しません。

その8ー④ 超過削減量発行可能量

- ・指定相当地球温暖化対策事業所の場合、基準排出量に相当する量を算定した事業所であっても、実際に超過削減量を発行することはできません。次の計画期間に削減不足がある場合などに自ら相殺するよう管理するための量となります。

その3シート、その4シート及びその8ー①から③まで入力された内容をもとに自動計算されます。

その8ー⑤ 前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量

- ・2024 年度までの期間内で削減義務量に不足する削減量が自動計算されます。

(不足する削減量がある場合は、目標達成に向けて、今後の削減対策を検討してください)

その8ー⑥ 義務充当(バンキング)可能削減量

- ・前年度排出量を維持したときに、次の削減義務期間において排出量の相殺に用いることが可能な量が自動計算されます。

10 削減義務の履行に係る措置（その他ガス排出量の削減及び排出量取引を含む。）の計画及び実施状況

[illegible]

※注意:「不足する削減量」が1tあります。「合計」が「不足する削減量」に対して大きくなるように今後の計画の見直しをお願いします。

- 削減対策の見直しをする場合、【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】に記載してください。【排出量取引の計画及び実施の状況】にて「排出量取引」を選択し、2019年度の欄に不足量を入力してください。

このシートは、削減対策を実施した当該年度において、どの程度の削減効果が見込まれるか、推計する削減量が削減義務量に対して不足していないかなどを検証するシートです。

その9-① 対策の区分、対策の名称

- ・「その5シート」に記入した内容が自動表示されます。
- ・各項目、一部の行を非表示にしております。その5-①で行の「再表示」をした場合、本項目でも同様に「再表示」をしてください。（該当する行の行番号を選択し、右クリックのメニューから「再表示」を選択すると表示されます。）

その9-② 削減量

- ・「その9-①」に記載する対策を実施した場合に見込まれる一年度あたりの削減量の最大値を記入してください。

※削減効果量は以下を参考に推計してください。

- ・地球温暖化対策報告書作成ハンドブック
[地球温暖化対策メニュー編]の 5.3 地球温暖化対策メニュー（個表）事例紹介
<https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/report/handbook/index.html>
- ・テナント事業者の省エネ対策
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/cat9931.html
- ・省エネチューニングガイドブック
https://www.eccj.or.jp/b_tuning/gdbook/index.html

その9-③ 実施時期

- ・「その5シート」に記入した内容が自動表示されます。

その9-④ 削減効果の推計

- ・実施予定の年度及び継続して効果が見込める各年度に、一年度あたりの削減量の推計量を記入してください。

その9-⑤ 対策以外の要因による排出量の減少量の推計（基準排出量比）

- ・基準排出量に相当する量を算定した事業所が記入する欄です。
- ・次の対策要件に該当しない場合は、空欄としてください。
 - ・施設や設備の変更を伴わない生産数量の増減などにより排出量が増減する
 - ・営業時間や工場の稼働時間の変更により排出量が増減する
 - ・建築物の改修工事により排出量が増減する など
- ・記入する場合は、「その 9-①」で記載した削減対策以外（生産量の増減など）が要因となる削減量を推計して記載してください。
【推計量算定方法】
 - ・排出量の報告実施年度は、「取引を加味した排出削減量」－「削減効果の推計及び排出量取引による取得量の合計」の値を記入してください。
 - ・予定年度は、排出量の報告実施年度の値を参考に推計してください。

その9-⑥ 前年度排出量を維持したときと比較した排出量の削減量の推計

- ・記入内容から自動計算されます。
- ・計画（推計）した削減量の合計値が「削減義務量に不足する削減量」の値を下回っている場合には、義務履行のための削減対策が不足している可能性があります。第3計画期間の削減義務達成に向け、適宜、今後の削減対策を見直していただくよう、お願いします。
（「不足する削減量」がある場合は、自動でセルが赤色になり、コメントが表示されます。
削減対策の追加等を検討いただき、結果を反映させてください。
東京都へ提出いただく際は、「不足する削減量」がない（赤いセルがない）状態で提出してください。）

その10（非公表）シート

11 統括管理者及び技術管理者の氏名等

(1) 統括管理者

氏 名	東京 太郎		
会 社 名	株式会社 東京〇〇		
所 属 名	環境部長		
連絡先	電 話 番 号	03 - □□□□ - ××××	
	電子メールアドレス	kankyoubu@△△△.co.jp	
地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会修了番号		1010273	受講日 2010年6月11日

その10-①

半角数字で入力してください。

(2) 技術管理者

氏 名	東京 三郎		
会 社 名	株式会社△△サービス		
所 属 名	規格技術部門エネルギーサポートリーダー		
連絡先	電 話 番 号	03-5777-〇〇〇〇	
	電子メールアドレス	kikaku@×××.co.jp	
資 格 要 件 の 名 称		エネルギー管理士	取得年月日 2000年2月3日
地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会修了番号		1001280	受講日 2010年6月7日

その10-②

(技術管理者を都の登録事業者へ外部委託した場合のみ、次の欄にも記入すること。)

都 登 録 番 号	EB-098723	登 録 日 (更新日)	2010年3月23日
-----------	-----------	----------------	------------

12 添付する書類

2022年度特定温室効果ガス排出量算定報告書	△別紙 (1) のとおり
2022年度その他ガス排出量算定報告書	△別紙 (2) のとおり
点検表	△別紙 (3) のとおり
検証結果報告書を含む検証書類一式	△別紙 (4) のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり

その10-③

備考 △印の欄には、計画書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

その 10-①：統括管理者

- ・選任した統括管理者の氏名等を記入してください。（講習会修了証書がない場合は、修了番号及び受講日は空欄としてください。）
- ・統括管理者は枠内記載の要件を満たす必要があります。
- ・指定相当地球温暖化対策事業所に該当することの確認を受けた日、異動や退職等を理由に統括管理者の職務を果たすものがなくなった日などから9ヶ月以内に選任する必要があります。

（参考）統括管理者の要件

- ① 指定（特定）地球温暖化対策事業者であること（義務者以外からの選任は原則不可）
- ② 地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること
- ③ 東京都の定める講習会を修了すること ※1

その 10-②：技術管理者

- ・選任した技術管理者の氏名等を記入してください。（講習会修了証書がない場合は、修了番号及び受講日は空欄としてください。）
- ・技術管理者は、枠内記載の要件を満たす必要があります。該当する資格要件の名称をプルダウンから選択してください。
- ・指定相当地球温暖化対策事業所に該当することの確認を受けた日、異動や退職等を理由に統括管理者の職務を果たすものがなくなった日などから9ヶ月以内に選任する必要があります。
- ・技術管理者は、統括管理者が兼務することもできます。また、都に登録した「地球温暖化対策ビジネス事業者」（※2）など、要件を満たす方に外部委託することもできます。

（参考）技術管理者の要件

- ① 次を示す資格のいずれかを有すること

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合技術監理（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境））

- ② 省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③ 東京都の定める講習会を修了すること ※1

※1 第2計画期間以降に、新たに指定相当地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない方を選任する場合には、東京都の定める講習会を受講してください。それ以外は、受講経験のない方を選任する場合であっても、受講は任意です（受講しない場合にも、制度についての理解に努めてください。）。

（講習会は2010（平成22）年度より開催しています。毎年度、春と秋頃に開催予定です。）

※2 「地球温暖化対策ビジネス事業者」の登録・紹介については、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）のホームページを参照してください。

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

<https://www.tokyo-co2down.jp/>

その 10-③：添付する書類

- ・計画書以外の添付書類がある場合、この欄に書類名称及び一連番号を記入してください。また、該当書類も同様に一連番号を記入して書類の参照先を明確にしてください。

【参考 1】日本標準産業分類表（平成 25 年 10 月改定）

日本標準産業分類 中分類（1）

大分類		中分類	
A	農業, 林業	1	農業
		2	林業
B	漁業	3	漁業
		4	水産養殖業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	鉱業, 採石業, 砂利採取業
D	建設業	6	総合工事業
		7	職別工事業(設備工事業を除く)
		8	設備工事業
E	製造業	9	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業, 郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業(信書便事業を含む)

日本標準産業分類 中分類（２）

大分類		中分類	
I	卸売業, 小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食物品卸売業
		53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食物品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業, 保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業, 商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
K	不動産業, 物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究, 専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業(他に分類されないもの)
		73	広告業
		74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M	宿泊業, 飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業, 娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育, 学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育, 学習支援業
P	医療, 福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合(他に分類されないもの)
R	サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業(別掲を除く)
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務(他に分類されるものを除く)	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

【参考 2】対策区分一覧

対策区分（業務部門）・・・【第一区分の事業所】

種別	大区分	区分名称	区分番号
特定温室効果ガス	一般管理事項	11_推進体制の整備	110100
		11_主要設備等の保安全管理	110200
		11_計測・記録の管理	110300
		11_エネルギー使用量の管理	110400
	熱源設備・熱搬送設備	12_燃焼設備の管理	120100
		12_冷凍機の効率管理	120200
		12_運転管理及び効率管理	120300
		12_補機の運転管理	120400
		12_熱搬送設備の運転管理	120500
		12_廃熱回収の管理	120600
		12_蒸気の漏えい及び保温の管理	120700
		12_熱蓄槽の管理	120800
	空気調和設備・換気設備	13_空気調和の管理	130100
		13_空気調和設備の効率管理	130200
		13_換気設備の運転管理	130300
	給湯設備、給排水設備、 冷凍冷蔵設備、厨房設備	14_給湯設備の管理	140100
		14_給排水設備の管理	140200
		14_冷凍冷蔵設備及びちゅう房設備の管理	140300
	受変電設備、照明設備、 電気設備	15_受変電設備の管理	150100
		15_照明設備の運用管理	150200
		15_事務用機器等の管理	150300
	昇降機、建物	16_昇降機の運転管理	160100
		16_建物の省エネルギー	160200
	負荷平準化	17_負荷平準化対策	170100
		17_コージェネレーション	170200
排出量取引	その他	18_排出量取引	180100
		18_その他	180200
再生可能エネルギー	再エネ設備導入、利用	19_再生可能エネルギーの設備導入	190100
		19_低炭素電力・熱の利用	190200

対策区分（産業部門）・・・【第二区分の事業所】

種別	大区分	区分名称	区分番号
特定温室効果ガス	一般管理事項	31_推進体制の整備	310100
		31_主要設備等の保安全管理	310200
		31_計測及び記録の管理	310300
		31_エネルギー使用量の管理	310400
		31_生産工程のエネルギー管理	310500
	ボイラー、工業炉、蒸気系統、熱交換器等	32_燃料の燃焼の合理化に関する措置	320100
		32_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	320200
		32_放射・伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	320300
		32_廃熱の回収利用に関する措置	320400
		32_ボイラー・工業炉・蒸気系統・熱交換器等に係るその他の削減対策	329900
	空気調和設備・換気設備	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	330200
	発電専用設備、コージェネレーション設備	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	340500
	受変電設備、配電設備	35_抵抗等による電気の損失の防止に関する措置	350600
	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	360700
	電動力応用設備、電気加熱設備等	37_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	370700
	照明設備	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	380700
	昇降機	39_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	390700
	給湯設備	40_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	400200
	事務用機器	41_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	410700
排出量取引	その他	49_排出量取引	490100
		49_その他の削減対策	490200
再生可能エネルギー	再エネ設備導入、利用	50_再生可能エネルギーの設備導入	500100
		50_低炭素電力・熱の利用	500200

お問合せ先

東京都環境局 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

〒163-8001 東京都庁第二本庁舎 20 階南側

TEL 03-5388-3438

E-Mail ondanka42@kankyo.metro.tokyo.jp